

静岡地方裁判所委員会（第53回）議事概要

第1 日時

令和7年6月23日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

鵜飼啓、北嶋小枝、高妻理愛、近藤真、杉田直樹、鈴木重治、瀧和彦、日野直子、平井智恵子、本野雄一郎、吉崎佳弥（五十音順、敬称略）

（説明者）

静岡地方裁判所刑事部部総括判事 丹羽芳徳

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同次席書記官、同事務局長、同総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務係長

第4 議題

制度施行後15年を超えた裁判員裁判の到達点と今後の課題について

第5 議事

1 委員の異動

事務局から委員の異動について報告された。

2 新任委員からの自己紹介

3 議題についての説明及び意見交換

(1) 説明者からの本日のテーマについての概要説明等

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等）

「裁判員制度について」

○ 公判前整理手続というものは、裁判官と検察官と弁護人の三者が協議

して、実際の公判での証拠の提示等の順番や進め方、審理期間等の計画について合理的な合意を目指してやられているということによろしいのでしょうか。

△ はい。はじめに検察官からこの事件のあらまし、ストーリー的なものについての説明とそれを立証するための証拠についての説明があり、それに対して、多くの場合、弁護人が争う部分を明示して、何が本当に必要な争点なのかを絞り込んでいくという過程で行われますが、これについては専門家だけで議論するのが基本です。

○ 検察官ということは当事者が出てきているわけですね。対して弁護側は、起訴された被告人ではなくて代理人が出てきている。起訴されている被告人からみて、自分の考えはそうではないんだと、ここをもっと争点にしてほしい等といった被告人の意向というものは、どのような形で反映されているのでしょうか。

△ 基本的には、弁護人が接見をして被告人の言い分をよく聞いて主張を組み立てていくことになります。公判前整理手続段階では、打合せという形で行う場合もあれば、正式な期日という形で行う場合もあり、期日の場合は、希望すれば被告人も出席できるようになっています。ですので、被告人は、自分の事件がどのような方向で整理されているのかを、期日において知る機会があります。その内容を踏まえて、被告人が弁護人を通じて自分の言い分を我々の方に出してくるという流れになります。

○ 裁判員裁判制度が始まろうとしている頃に、いわゆる「開かれた裁判」という言葉が、裁判員裁判の目的としてメディアでも流れていた記憶があるのですが、審議会の中でとりあげられて法整備が進められていったということは、その背景として、審議会の問題意識なのか、法曹界全体の問題意識なのか、その両方の問題意識なのかわかりませんが、どこか開かれていない、国民の理解が十分でないという問題意識があって、それを解決しなければならないということが社会的に共有されたために、制度がこういう風に変わってきたと思うのですが、実際に動き出す前、「開かれた裁判」にしなければいけないと言われ始めた直後の、裁判官

の方々の認識や理解がどのようなものであったのかを教えてください。

△ 平成11年に司法制度改革審議会が政府に設置された際の大きな眼目としては、1つは民事訴訟に時間がかかりすぎているのではないかという経済界からの問題提起があり、そちらをメインとして司法制度改革の機運が盛り上がってきたという認識です。それに加えて、司法制度で今まで不十分だと思われていた部分についても併せて検討されていく中で、刑事裁判については、例えば交通事故の量刑や性犯罪の量刑が軽すぎるのではないかと、そのあたりが国民の常識と少しかけ離れているのではないかというような議論があって、国民の意見を刑事裁判に反映させるべきだということでこの議論が出てきたという記憶です。また、当時は英米系の陪審制か大陸系の参審制かという二者択一の議論がある中で、最終的には、裁判官と裁判員が協働して裁判をする日本独自の裁判員制度が作られたという認識です。

● 当時の裁判官の受け止め方なのですが、本音を言うと、刑事部の裁判官は自分たちの判断が世の中の方々と乖離しているとは思えないという思いで実務を動かしていましたし、新たな裁判制度が始まるからといって自分たちの実務や判断が根本的に否定されたとは受け取っておらず、むしろ世の中から信頼してもらっているという自負がありました。その上で、国民の方々に判断者の中に入っていただくことで、これまでの裁判所の判断の正当性が高まることを目指していこうという機運もありました。これは決して裁判官のいいように裁判員をコントロールしようということではなく、自分たちは今までこういう判断枠組みで考えてきたけれど、みなさん理解してくれますかと、そこで理解できないという声があれば謙虚な姿勢で今後の刑事裁判を考えていこうと、一方では自分たちは正しいと思いつつも、何か隘路があればそこはきちんと受け止めていきたいと、こういう姿勢で制度の施行を迎えた状況だったと記憶しています。

○ 英米系の陪審制か日本独自の裁判員制度かという話がありました。アメリカのテレビドラマを見ますと、陪審員というのは別のところに座っ

ていて裁判官と陪審員の役割は分かれているというものでしたが、アメリカの陪審制度と比べて、裁判員制度のメリット・デメリットがどこにあるとお考えなのかを教えてくださいたいのが1点と、裁判員の数が6人というのが多いのか少ないのか、裁判員6人、裁判官3人だと裁判員は若干発言しにくいのかなと思うのですが、そのあたりはどのような御認識なのか教えてくださいたい。

△ 陪審制度というのは、11人の一般の国民が裁判に携わり、法廷で見聞きした証拠に基づいて評議室で議論をして結論を出します。英米系の場合は判決書がなく結論だけを示すことになりますので、陪審員がどういふ議論をしてその結論に至ったのかが見えないということになります。他方で裁判員裁判の場合は、裁判員が裁判官と議論をして、それを判決という形で理由付きで示すことができる点で異なっていますし、個人的には、裁判員制度が持っているメリットの1つでもあると思っています。

2つ目の人数については、我々裁判官も裁判員の方々が発言しやすい雰囲気を作るよう心がけています。裁判員候補者の中から裁判員と補充裁判員を選任する手続が公判開始前に行われますが、選任された直後から、いわゆるアイスブレイクの手法を使ったりしながら人間関係を作っていく、その中で、よくお話いただける方と、ちょっと尻込みされている方を認識した上で、しゃべりにくいと思われていそうな方については無理に発言を求めるのではなく、話しやすい雰囲気の中で話していただけるような場を作っています。よく話をする方はこちらが何をしなくてもお話しくださるのでお任せし、ただ事件の深刻な話になってくると少し発言の数が減ってきますので、休み時間に少し気持ちをほぐすような会話を試みたりしています。

3人対6人という裁判官と裁判員の人数のバランスについては慣れてしまっているのであまり違和感はなく、かつ補充裁判員を含めれば3人対8人等となり、それなりに和やかな評議が定着しているのではないかなと思っています。

○ 資料「裁判員裁判の実施状況について」の1ページ目の「罪名別の新

受件数の推移」を拝見すると、累計数のトップが強盗致傷、殺人、現住建造物等放火、その次が覚醒剤取締法違反となっていて、通常の生活をしている人にとっては別世界の事案を、いきなりやってねと言われた時のみなさんの心情を思いやるとなかなかつらいのではないかというのが素人考えとしてありますが、裁判員裁判の対象となる事案がこのような重大事件になった背景や理由を教えてください。

△ 重大犯罪に絞られた点については、刑事裁判全部を裁判員裁判でやりましょうとか、軽い方に絞りましょうという意見や議論もあったと記憶していますが、国民の意見を反映させるのであれば、量刑が重くなるような事件が適切だろうという審議会の判断があつて、このような形で議論が進んだと認識しています。たしかに、普段身の回りでは起こらないような事案を裁判することについてのご指摘はそのとおりだと思います。

ですから、裁判員候補者には選任手続の中でどのような事案かをお知らせし、理由があれば辞退できることになっていて、できるだけご負担がないようにしていますし、審理の中でも精神的な影響を受けないような形で証拠調べの方法を工夫したり、裁判官の方でそのあたりをケアしながら進めていき、任務終了後にもフォローできるよう、メンタルヘルスケア窓口のご紹介もしているところです。

● おっしゃるとおり罪名が重く、言い渡す刑もその分重くなる可能性がある事件ということで、当初裁判員の方々は、暗い表情で私たちと話をされるのですが、証拠調べでその事件の背景に触れていくと、例えばトラブル自体は自分の身にも起こりそうだとか、これはちょっと間違えると私たちの身近なことにもつながるよねという形で引き寄せられていて、考えていただくようになります。つまり、罪名は重いものであっても、それが社会の中で起きているということを認識していただくと、裁判員の方は非常に食いつきよく入っていただけるという印象です。

○ 先ほど、制度導入のスタート段階で民事事件について審理期間短縮のニーズがあるという話、つまり、事案処理のスピードアップの課題が1つ、それと判決とのギャップがあるから、国民の理解を得られる場を作

りましょうということで、直接裁判を経験してもらって、経験者の約96パーセントが満足しているという点では成果はあると思うのですが、そもそも裁判員制度を導入したことにより直接得られた成果という点が少しわかりづらかったので、補足でご説明いただければと思います。

△ 司法制度改革のきっかけとして民事訴訟の短期化がクローズアップされていた時期はあるのですが、刑事裁判について、裁判員裁判がスタートするとそれが劇的に短くなるかということではなく、今は逆に、公判前整理手続に時間がかかりすぎているのではないかという指摘がされています。

それから、裁判員制度が始まった当初は、審理開始から「3日で判決」というようなことを謳っていた時期もあるんですが、現実的には審理から判決まで3日で終わる事件はかなり少なく、大抵は、被告人が認めていても1週間～2週間程度かかる場合が多くなっています。そういう意味で迅速化という点での成果があるとはなかなか申し上げられません。その分、こうやって裁判が行われているんだとか、裁判官はこういう形で証拠を1つ1つ見ながら事実を確認して認定しているんですねというように形で、質的な信頼というものは徐々に得られているのではないかと思います。

● 司法制度改革の中で、民事裁判に時間がかかっているのではないかというお話がありました。民事裁判には民事裁判が延びていたプロパーの理由というものもあり、例えば、難しい専門的な事件については専門家の関与をお願いするわけですが、その手続に時間がかかるといった問題もありました。

また、裁判官は異動により様々な部署での勤務を経験しますので、核心的司法、わかりやすい裁判というものは、当然民事の方にも反映されています。わかりやすい判決がどういうものか、また、わかりやすくかつ迅速に判断するためにはどういう整理をしていけばいいのかという点については、公判前整理手続であるとか、これらの手法が生かされている点も一定程度あると感じています。

「裁判員制度の成果について」

○ この裁判員制度が始まって一定期間が経っているのですが、裁判官が、この制度をどのように評価されているかの調査はどこかでやられているのでしょうか。

△ 私自身は調査を受けたという記憶はありませんし、どこかで調査が行われているということを聞いたこともありません。

○ 私たちが学生の頃には、学生による先生の評価というものはオフィシャルな形ではなかったと思うのですが、今は学生による先生の評価をやらない大学は、おそらく1つもない。裁判員の方々にいろいろ聞くのも大事だと思いますが、裁判官の方たちがどう感じているのか、あるいは何か変化があったとすればどう変わったのかという点について、全国でも静岡でもどんな形でもいいのですが、何かの機会にできる範囲で調査をしていただけると良いのではないかと感じました。

● ご提言ありがとうございます。非常に貴重なご意見と拝聴いたしましたので、今後必要な調査ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

この後、制度に関する課題の説明があり、その課題の中には、裁判官、検察官、弁護人に対する厳しいご意見があったという話が出てくると思います。裁判員と裁判官は生徒と先生という関係とは少し異なりますが、今お話にあったような、学生から評価される先生という、そういう場面を我々も経験している状況にあると思います。

逆に、裁判員裁判を経験して、裁判官がどこに成長を感じているかという点については、裁判官の研修の場等で議論がされています。例えば法曹三者でよく専門用語として使われていた、「わざとやった」という意味の「故意」という言葉について、それを一般市民の方にどう説明していくかトライしていくうちに、そもそも刑法の「故意」という概念をこれまでの発想から変えて、別の角度から議論をした方がいいんじゃないかといった新たな視点をもらっているという声等も聞かれます。そういう意味で、今までの実務や法律の解釈についても、今後発展をしていくのではないかという期待を口にする裁判官も増えている状況です。

「裁判員制度の課題について」

○ 裁判員裁判に携わって良かったという感想をお持ちの方が多いという結果があって、それならばという話なのですが、ここにご用意いただいた資料の中で、辞退率は60パーセントから70パーセントくらいで推移しているかと思いますが、例えば、仕事に就いている方で、会社が送り出してくれないということもあるのかなと思いました。大手企業であれば代替要員を手配できるけれども、日本では90パーセント以上が中小零細企業なわけですから、それらの事業所の方が裁判員として出てくるのにどれくらいハードルが高いのかなということとはちょっと思います。事業所に就業規則があって、そこには裁判員裁判に携わるための休暇があったとして、それがうまく機能しているのでしょうか。大体そういう休暇は無給であることが多く、なかなか有給で休暇を取得することはできません。また、賞与等の算定にあたっては欠勤ではなく出勤として扱うことになっていると思うのですが、実際の生活保障の面でどういった補填ができているのだろうという点について疑問に思っていますので、わかる範囲でお答えいただければと思います。

△ 10年近く前に、私が広島で実際に裁判員裁判の審理に携わっていた時は、会社員や仕事をされている方もそれなりに来られて、裁判員としてお務めになられた方もいらっしゃいました。裁判員裁判への出席を求める際には、年間通して裁判員候補者になりましたという連絡を候補者に差し上げた上で、個々の事件についてくじで選んで個別に呼び出しをさせていただくのですが、当日までに辞退される方がいらっしゃって、実際に選任手続に来られる方が少し減り、その中から当日辞退される方がいてと、そういった手続を踏む中で辞退率が高くなっていきます。

今、我々は、選任手続と審理との前に少し間を空けて、会社と日程調整をしていただく時間を設けるといった配慮をしています。とはいえ、人手が足りないとして辞退される方もいらっしゃいます。ただ、選ばれた方は年齢層も職種もそれなりに幅広く、偏った形にはなっていないと認識していますので、そのあたりはうまく調整していただけているのではないかと個人的には認識しています。

また、裁判員は一時的に公務員の立場になりますので、執務にあたっ

ていただく時間に応じて日当の支払がされています。それが日頃の給与等に見合う程度のものかどうかは職種にもよると思うのですが、そのような形で経済的な補填をさせていただいています。

○ 仕事を持っている方が裁判員の候補になったときに引き受けられるかどうかは、勤め先の従業員数も1つ大きな点になっていると思うのですが、人数もさることながら職種にもよるのかなと感じています。というのも、私自身は教員をやっているのですが、教員というのは少なくとも授業に関しては一人でやっているため、私が担当する授業を行える者は私しかいなくて、裁判員になって一定期間授業ができないことになって、それを代わりにやってくれる人間が組織の中にはなかなかいないという現実があるので、同僚がカバーできるような、チームでやれるような仕事なのか、その人が動かないとどうしようもないような仕事を恒常的に任されているのかというところにも難しさがあるのかなと感じました。

△ そういう意味では、お勤めをされている方は会社側の理解というものがかなり大きいと思います。そういった方にもできるだけ裁判員としてご参加いただけるように、我々としては、先ほどの公判前整理手続を通じて、できるだけ負担のない形で審理計画を立てられないかを検討しておりますし、個々の事件に限らず、普段から、裁判員裁判ではこういう仕事をしていただくんですということを積極的に広報していくことで、社会の理解を得ていくという取組も当然必要になってくると思います。様々な取組が相乗的な形で効果を発していく仕掛けが必要だと感じております。

○ 私も仕事の面で、裁判員裁判には、弁護人としても被害者参加代理人としても携わっていますが、率直な意見として、裁判員の声は聞かれているけれども、弁護人や検察官の意見は公式には出ていないと感じています。裁判員裁判は、裁判員に負担をかけないようにするにはどうしたらいいかという点とにかく集中していて、それ自体は良いことなのかもしれませんが、特に検察官は、そのために膨大な時間と労力をかけて、おそらく残業手当なしでやられている。それは本当に被告人のための審

理になっているのかなと、確かに参加される裁判員にとっては良かったということになるのかもしれませんが、被告人が置き去りにされていると思うんですね。

それから、裁判員候補者として来られない方もいらっしゃるだろうし、実際裁判員裁判で経験をされている裁判員の方というのは、どうしても時間的に余裕があるとか、もともと裁判に関心がある方がやられているのだろうと、率直にそう思っています。それは仕方ないのですが、何か見直しができないかなということはずっと思っていて、見直しがされないのであれば、個人的には、裁判員裁判はやらない方が良いのではないかと考えているくらいでして、このあたり、検察官側からご意見をお聞きしたいと思っていますのですが。

- これまで裁判員裁判をやってまいりまして、本当に重要な争点をどのように明らかにしていくのか、どのように争点を絞っていくのかということが、やはり重要なだろうと考えています。

また、立証責任を負う検察官が、裁判員に見ていただくために必要な証拠を検討していく必要があるのですが、必要な証拠と不必要な証拠をどう分けるのが非常に重要だと考えています。裁判員にとってご負担がないということだけではなくて、その事件がどういうものだったのかというところはやはり大事にしていかなければならないと思っています。それがわかるようにするために、争点整理をするわけです。話題に上がるのは裁判員のご負担を減らすということではありますけれども、誰の裁判かと言えば、犯罪を犯したとされる被告人が、まさに刑罰を受けるか受けないかという裁判ですので、その点を置き去りにせずに、真相がわかる形できちんと裁判員裁判をしていくという考えは必要ではないかなと感じています。

- 国民に意見を聞いてほしいなということと、個人的には、裁判員裁判がいいのか、裁判官だけによる裁判がいいのかについて、被告人に選択権を与えた方がいいのではないかなと思います。

アメリカでは陪審員制度でやるかどうかを選べるのではなかったかと思うのですが。

△ そのあたりは制度設計の際に議論がされました。日本も戦前に大正から昭和にかけて陪審制度がとられたことがありまして、その時は選択制だったと聞いていますが、最後は戦争の影響もあってうまく機能しなくなったという歴史も踏まえた上で、今回、国民の司法参加を検討するにあたって、審議会の中では、おそらく選択制にすると制度がうまく機能しなくなるのではないかと、そのような観点から、一定の犯罪類型に絞って全て裁判員裁判で行うこととなり、裁判員に危害が加えられるような類型のもの、反社会的集団による抗争事案については、裁判官の決定により、裁判員裁判ではない形で審理するという例外はあるとしても、基本的には、定められた類型の事件は一律、裁判員裁判で審理することとする、といった形での議論があったものと承知しています。

○ 今から30年位前にアメリカで勤務していた際に、アメリカンフットボール選手のスーパースターであるO. J. シンプソンという人が、元奥さんを殺したとされる全米を揺るがす大事件があって、これは、日本では長嶋茂雄さんが同じ事件を犯したくらいの衝撃があったわけですが、連日ワイドショー並みに裁判の様子が生中継されていました。最終的には刑事事件は無罪になって、そのあと民事事件で罪が認められたと記憶しているのですが、先ほどの課題の中の、裁判員制度がなかなか国民に周知されないという点について、最大の理由は、裁判員の方々に、その事案についての守秘義務が課されているからだと思います。アメリカの陪審制度は生中継で行われ、しかもこの事件では、視聴率がおそらく50パーセントを超えており、国民の二人に一人がそれをリアルタイムで見っていたわけです。言い方はおかしいかもしれませんが、制度周知にこれほど効果的なPRはないわけで、逆に言いますと、日本の裁判員制度がなかなか国民にご理解いただけない最大の理由はそこにあると、トレードオフの関係なのかなと思っています。

だからといって日本の裁判員制度をアメリカの陪審制度にしようという気は全くないのですが、国民に対する制度のPRを意識的に継続していただかないと、裁判員になった個々人の知識や理解は高まるかもしれませんが、国民全体として集積されていかないのではないかなと思います。

した。

それから、先ほど話題になった、仮に自分が被告人になったときに裁判員制度を選ぶかどうかについて申し上げますと、最近のネット等を見ると、ちょっとした事件であっても、その犯人あるいは家族に対するバッシングがものすごく強くて、しかもそれが誤解に基づいていて、特定の情報だけが拡散されて何の罪もない家に抗議の電話が殺到したり、あるいはプライバシーがさらされたりといった状況が見られます。こういった状況に鑑みますと、あくまで個人的な意見ですが、万が一自分が被告人になったらプロに裁いてもらいたいと考える人もいるのかなと思います。今日ここに来るにあたって、ネットで色々調べたのですけれども、例えば、性的マイノリティの方ですとか、精神疾患のある方が罪を犯した場合の裁判員裁判の判決というものが、想定していたものより重くなるとか、そういった事例も過去にあったと拝見したものですから、そうした点については、これからブラッシュアップしていく材料としてご認識いただければと思っています。

△ 制度周知が足りていないというご指摘は本当に耳が痛いところだと私自身も思っていました、我々も、出前講座という形でこちらから出向いて、制度に関するご説明をしますというご案内もさせていただいておりますところ、静岡に着任して間もなく、裁判員裁判についての説明に来てくださいと言われたことがあって、どのような話をしましょうかと事前準備の段階でお話をうかがった際、「昔ほど裁判員裁判という言葉が聞かなくなりましたよね。」ということをおっしゃいました。周りにもきちんと教えてあげたいというお話も伺い、言われてみれば、確かに制度開始当初に比べると、一般広報的な部分についての頻度が落ちていると感じる面もありましたので、引き続き何らかの形で私も尽力できればと思っています。

2つ目の点に関しては、先ほど刑事裁判のルールについてご説明したとおり、裁判員が入ったからと言って証拠から離れる判断にはならないということと、量刑について判断が分かれた場合の多数決では、多い方の意見に裁判官と裁判員が最低でも一人ずつ入っている必要があるな

ど、私自身は、制度的に担保されている部分や、審理の進め方などの面で、様々な工夫がされていると認識しているところです。

- 国民の司法参加、司法の存在・役割を国民に浸透させるということでは、この裁判員制度には一定以上の成果はあったと思っています。この制度の特徴的な点として、裁判員の選任可能年齢の下限が低いということが当初から指摘されていたかと思います。要するに、当時の成人年齢20歳から就任可能ということで、一番若い裁判官でも、大学院やロースクール等を経て任官したとして24歳か25歳でしょうか。それから、いろいろ議論はありますが、国会議員の被選挙権の年齢の下限が30歳ということを考えますと、20歳から裁判員になれるというのはかなり大胆な制度設計だなと思っていました。さらに、そう思っていたところ、成人年齢が18歳に引き下がり、高校生も学校の授業の合間に裁判員になって審理に参加することが法律上は可能になりました。もちろん大学生もそうです。実際に高校生や学生、20歳くらいで働いている若い方が、どの程度裁判員を務められているかは存じませんが、20代前半の若い方の裁判員経験は、実際少なからず実益があったのではないかと考えています。そういった若い方々への周知や積極的な参加は法教育の面からもおそらく好ましいことだろうと考えていまして、若い世代が裁判員として参加された際の実際の様子等、評議の秘密に支障のない範囲で教えていただければと思っています。

選挙に高校生も直接参加できるようになったということで、有権者教育、主権者教育ということが盛んに言われていますけれども、その司法版ということで意味を持っていると思います。

- △ この場では、裁判員に選ばれた方の年齢に関する情報は持ち合わせておりません。選ばれてから自己紹介する時に自らおっしゃる方はいますけれど、こちらから年齢を聞くことはありませんので、私自身、裁判員の方々の年齢を把握した状態で審理に臨んでいるわけではないのですが、若い方は若い方で、事件に対する見方というものが我々の世代、あるいはもう少し上の年配の方とは違ったりすることがあるのではないかなと思ひまして、そういう意味では、裁判員に色々な年代や職種の方

が入ることによって、評議における議論の深みというものが出るのはないかと思っています。若い方でも多様な経験により様々な着眼点をもった方がいらっしゃって、そういったものが議論に反映されるということが、まさに国民が司法に参加する意味の実現につながっているのではないかと思っていますところす。

○ 経験者の声についてのご説明の中で、こういった言い方はよくないかもしれませんが、全てを満足させることはできないというのも正直なところだと思います。先ほどトレードオフというお話がありましたけれど、例えば「何を決めるために何を話しているのかわからない時間があつた」という声がある一方で「もっと自由に好きなようにディスカッションできた方がよかった」という声がある。これなどは、まさにある意味トレードオフの関係にあるような問題で、前者を100パーセント優遇したら後者の方はもっとフラストレーションがたまるとし、その逆もまた然りだと思います。公判前整理手続でも、やはり、どこの高度をあげてどこの高度を下げるかという点で言えば、二者の間である種のトレードオフ的な関係というものは発生するのだろうという風に、ちょっと課題のところをうかがっていて思うところがありました。だからといって何もしなくていいということでは全然なくて、その中で何が大切で、何をまず解決していくのかということをお考えいただきながら、できることをどんどん進めていっていただければいいのかなと感じました。

○ どこにどう重点を置いていくかということですが、まさに裁判員裁判というものは、その兼ね合いが難しいと思っております。検察官は評議に参加していないので、どういう評議になっているかは承知していませんが、裁判員の方が被告人質問の際に質問をされているのを聞いていると、本当に必要な部分に焦点が絞られ、その事件で一番重要な点について、わかりやすく必要な証拠を見ていただく形にすることができた裁判員裁判では、裁判員の方々の理解が非常に深まっているといえますか、議論がそこに集約されているのかなという風に感じますので、今後もそういった裁判の姿を目指していくのがいいのかなと思っています。

4 次回テーマ

「裁判所における当事者等への対応の在り方について」

5 次回期日の調整

追って調整（令和 7 年 1 2 月頃を予定）